

明石市障害者福祉システムの標準化・共通化に関する 情報提供依頼書（RFI）

2025 年 8 月

明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課

1 背景・目的

(1) 背景

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は、住民記録、税及び福祉などの20業務（以下「標準化対象事務」という。）について、国が策定した標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

現在、明石市（以下「本市」という。）で運用している障害者福祉システムが標準準拠システムに対応されないため、新たに標準準拠システムに対応する障害者福祉システム（以下「障害者福祉システム（標準準拠版）」という。）を調達する必要があります。

(2) 目的

本情報提供依頼（RFI）は、障害者福祉システム（標準準拠版）の導入に向けて、標準準拠システムの対応、本市に対する提供時期及びシステムの導入経費及び利用料、運用保守等の経費等の情報を事業者から幅広く情報提供いただき、今後の確実な障害者福祉システム（標準準拠版）の導入を進めることを目的としています。

2 現行システムについて

(1) 導入システム

本市において導入している障害者福祉システムは以下のとおりです。

No.	システム名	パッケージ名	導入事業者
1	障害者福祉システム	ふれあいシステム	北日本コンピュータサービス株式会社

(2) 運用状況

① 共通

・機器等の概要は以下のとおりです。

No.	項目	件数等
1	端末台数	10台
2	プリンタ台数	4台
3	OCR帳票用スキャナー	1台
4	ユーザー数	60人
5	データベース容量	1400GB

・各業務において、行政報告例に関するデータ集約を行っています。

② 身体障害者手帳

・申請状況や等級などの管理を行っています。
・システムにて手帳の作成を行っています。

③ 療育手帳

・申請状況や等級などの管理を行っています。
・兵庫県や明石児童相談所へ進達するためのデータを作成しています。

④ 精神障害者保健福祉手帳

・申請状況や等級などの管理を行っています。
・兵庫県へ進達するためのデータを作成しています。

- ⑤ 国制度手当
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の申請等の管理を行っています。
 - ・手当支払用のデータを作成しています。
- ⑥ 障害福祉サービス・児童通所サービス（受給者管理）
 - ・支給決定情報の管理を行っています。
 - ・受給者証の発行を行っています。
 - ・区分認定調査システムへの連携データを作成しています。
 - ・国保連システムへの受給者台帳データを作成しています。
- ⑦ 障害福祉サービス・児童通所サービス（給付管理）
 - ・サービス提供実績の管理を行っています。
 - ・明細書や実績記録表の出力をしています。
 - ・国保連システムへの連携データを作成しています。

（高額及び新高額給付費管理）

 - ・介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定情報の管理を行っています。
 - ・国保連システムへの連携データを作成しています。
- ⑧ 自立支援医療（更生医療）
 - ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
 - ・兵庫県へ進達するためのデータを作成しています。
- ⑨ 自立支援医療（育成医療）
 - ・支給判定の申請情報や支給決定情報の管理を行っています。
 - ・兵庫県へ進達するためのデータを作成しています。
- ⑩ 自立支援医療（精神通院医療）
 - ・支給決定情報の管理を行っています。
 - ・兵庫県へ進達するためのデータを作成しています。
- ⑪ 補装具
 - ・補装具申請や審査情報、支払情報などを管理しています。
 - ・支給券の発行を行っています。
- ⑫ 特別児童扶養手当（ローカルシステム管理）
 - ・受給者情報の管理を行っています。
 - ・兵庫県へ進達するためのデータを作成しています。
- ⑬ 標準化対象範囲外事務
 - ・地域生活支援事業（日常生活用具含む）、優待乗車券交付事務等の標準化対象事務ではない事務（以下「標準化対象範囲外事務」という。）についても障害者福祉システムで管理・運用しています。※標準化対象範囲外事務については、別途配布する「(参考資料)事業一覧」を参照してください。
- ⑭ データ連携
 - ・住民記録情報（個人番号情報を含む）、個人住民税情報等について、共通基盤を介してデータ受信しています。
 - ・障害福祉サービス利用者等の副本データを団体内統合宛名システム（MICJET番号連携サーバ）にデータ送信しています。なお、団体内統合宛名システムについては、当分の間、オンラインで運用することを想定しています。

3 障害者福祉システム（標準準拠版）について

（１） 前提事項

- ・標準化対象業務の標準仕様書 第4.1版（令和7年1月）に準拠している、又は今後準拠する見込みがあること。
- ・標準仕様書に定義されている実装必須機能がすべて実装されていること。
- ・原則、ガバメントクラウド上で稼働できること。
- ・データ要件・連携要件標準仕様書の要件を満たすこと。
- ・ソフトウェア資産適用確認時など、ユーザー検証ができる環境が準備されていること。
- ・標準仕様書の改版対応、国の制度改正については、パッケージシステムとしてのバージョンアップ対応を前提とした製品（設計・開発体制）であること。

（２） 各業務における留意事項

① 身体障害者手帳

- ・手帳については端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

② 療育手帳

- ・兵庫県等へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

③ 精神障害者保健福祉手帳

- ・兵庫県へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

④ 国制度手当

- ・手当支払用のデータはCSVファイル作成を予定しています。

⑤ 障害福祉サービス・児童通所サービス（受給者管理）

- ・受給者証は端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。
- ・国保連システムへの連携データはCSVファイル作成を予定しています。
- ・区分認定調査システムへの連携はシステム間連携を予定しています。

⑥ 障害福祉サービス・児童通所サービス（給付管理）

- ・明細書や実績記録表について端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。
- ・国保連システムへの連携データはCSVファイル作成までを予定しています。

（高額及び新高額給付費管理）

- ・国保連システムへの連携データはCSVファイル作成までを予定しています。

⑦ 自立支援医療（更生医療）

- ・兵庫県へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑧ 自立支援医療（育成医療）

- ・兵庫県へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑨ 自立支援医療（精神通院医療）

- ・兵庫県へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑩ 補装具

- ・支給券については端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑪ 特別児童扶養手当

- ・兵庫県へ進達するためのデータは端末機器用プリンタでの印刷を予定しています。

⑫ 標準化対象範囲外事務

- ・標準化対象範囲外事務については、標準化対象事務と密接に関連するため、関連システムとしてガバメントクラウド上で稼働できること。

- ・現行システムからデータ移行ができること。

⑬ データ連携

- ・本市が導入する住民記録システム及び税システム等と連携する必要がある、住民記録システム及び税システム等との連携は、ガバメントクラウド（AWS（Amazon Web Service））上に構築するオブジェクトストレージ（住民記録システムの共同利用領域に構築する想定）を経由したファイル連携を予定しています。
- ・本市が導入する団体内統合宛名システムは標準化対応を行ったうえで、当分の間オンプレミスで運用することを想定しています。そのため、団体内統合宛名システムとの連携は、標準仕様書で決められた方式によるガバメントクラウドーオンプレミス間での連携となります。

（３）ハードウェアについて

- ・調達が必要な機器

No.	機器名	必要想定数
1	端末	13台
2	端末器用プリンタ	5台
3	スキャナー	1台

※運用保守サービスが含まれています。

- ・現在使用している機器

型番	品名
【ノートPC】	
FMVA94002	LIFEBOOK A5512/J
FMCBAY0CL	内蔵DVD-ROMドライブユニット追加
【システム用プリンタ】	
XL-9450E	モノクロページプリンタ（XL-9450E）
XL-EF55MJ	拡張給紙ユニット
XL-EM256MD	プリンタRAMモジュール256MB
【スキャナー】	
FI-7280	A4両面カラースキャナ フラットヘッド付モデル fi-7280
ST-7498C	DynaEye EX V5.0

4 情報提供依頼内容

このたび情報提供依頼をする内容は以下のとおりです。各様式の提出をお願いいたします。

なお、資料の作成にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・下表において本市が提示する条件以外に提案にあたっての前提条件がある場合は、その旨を明記してください。
- ・用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限り、システム管理業務経験のない者でも理解可能な平易な表現を使用してください。なお、専門用語を用いる場合は、適宜注釈をつけてください。
- ・提出いただいた資料はモノクロ印刷しますので、色によって意味や内容が異なるような記述は避けてください。
- ・資料は、Word、Excel、Power Point、Acrobat Readerのいずれかのソフトで開くことができるもので作成してください。なお、様式1～様式4については、PDF化はしないでください。

No.	情報提供依頼内容	説明	提出様式
1	情報提供に関する基本情報	情報提供者の基本情報等について、ご回答ください。	様式1
2	提案システム概要	貴社が提供する「障害者福祉システム（標準準拠版）」の全体概要、具備する機能、画面イメージ等の情報等をご提示ください。 なお、以下の点についても併せてご提示ください。 ・標準オプション機能の実装状況等について ※各機能の実装有無については、「【様式3】標準機能要件（標準オプション機能）の実装状況」にてご提示ください。 ・標準化対象範囲外事務の対応について	任意様式
3	システム構成及び利用環境の想定	「障害者福祉システム（標準準拠版）」のシステム構成及び導入における利用環境（ガバメントクラウド、オンプレミス、必要となる機器のスペック等）の想定についてご提示ください。 なお、以下の点についても併せてご提示ください。 ・想定するシステム構成図 ・オンプレミスサーバが必要な場合、オンプレミスサーバの仕様 ・クライアント端末にインストールが必要なソフト等 ・その他必要となる端末周辺機器	任意様式
4	スケジュール案	本市に提案することができる「障害者福祉システム（標準準拠版）」の令和10年4月以前の本稼働を想定した導入スケジュール案についてご提示ください。	任意様式
5	データ移行	「障害者福祉システム（標準準拠版）」へのデータ移行手順、移行方法、移行ツール等についてご提示ください。また、本市の現行データの抽出に対する要求事項（出力形式、提供回数、タイミング等）があれば	任意様式

No.	情報提供依頼内容	説明	提出様式
		ご提示ください。 併せて、標準化対象範囲外事務に係るデータ移行手順等及び本市の現行データの抽出に対する要求事項があればご提示ください。	
6	運用保守	「障害者福祉システム（標準準拠版）」における運用保守の内容等についてご提示ください。 また、運用保守において、ガバメントクラウド運用管理補助者との責任分界や本市職員で実施すべき作業等の考え方もご提示ください。	任意様式
7	質問事項一覧	情報提供をいただきたい事項をまとめていますので、ご回答ください。 なお、回答にあたって補足資料がある場合は添付してください。	様式2
8	標準機能要件（標準オプション機能）の実装状況	貴社が提供する「障害者福祉システム（標準準拠版）」における機能・帳票要件のうち「標準オプション機能」の実装状況についてご提示ください。	様式3
9	費用見積	「障害者福祉システム（標準準拠版）」の導入等に係る見積りをご提示ください。 また、工数及び単価が分かる内訳資料及び必要に応じて前提条件等の資料を添付してください。 なお、ガバメントクラウド利用料については、各CSPが提供する費用試算ツール（AWSの場合は「AWS Pricing Calculator」）の実施結果及びURLを添付してください。	様式4
10	その他提案（任意）	以下の事項について提案があればご提示ください。 ・貴社が懸念する事項、認識しているリスク ・本市が前提とする要件について、実現困難な点など見直し箇所の提案・指摘 ・コスト低減を図るための提案 ・組み合わせて利用されているOCR環境の提案 ・事務の効率化を図るための提案 など	任意様式

（２） 配布資料

- ・ 情報提供依頼書（本書）

以下の資料については、参加申出のあった事業者にものみ配布します。

- ・ 【様式1】 情報提供に関する基本情報
- ・ 【様式2】 質問事項一覧
- ・ 【様式3】 標準機能要件（標準オプション機能）の実装状況
- ・ 【様式4】 費用見積書
- ・ 【様式5】 質問票
- ・ （参考資料） 事業一覧

5 情報提供要領

(1) 提出等スケジュール

① 情報提供依頼への参加申出

2025年（令和7年）8月29日（金）17時まで

※後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名を「【貴社名】RFI参加申出」としてお知らせください。様式等は設けていませんが、社名（共同事業体であれば、参加企業名）及び連絡先（住所、部署名、電話番号、メールアドレス、担当者名）を記載してください。

② 情報提供依頼に関する質問受付

2025年（令和7年）9月5日（金）17時まで

※後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名「【貴社名】RFI提出」として、【様式5】質問票」に記入し送付してください。

来庁又は電話による質問にたいしては回答できかねますので、ご了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、事業者からいただいた質問事項とその回答については、本市で集約し、原則、5営業日以内に情報提供依頼に参加している事業者のご担当者様宛に電子メールにてお送りします。

③ 情報提供依頼回答書の提出期限

2025年（令和7年）9月30日（火）17時まで

(2) 情報提供者の要件

日本国内に本店、支店・営業所等を有していること。

※今後の調達（公募型プロポーザルを想定）の際は、県内に事業所等を有すること等の条件を付す場合があります。

(3) 提出書類

上記「4 情報提供依頼内容」に記載の各様式

(4) 提出方法

後段「7 お問合せ先」に示すメールアドレス宛に、件名「【貴社名】RFI提出」として送付してください。

なお、送付の際は、zipファイル（パスワード付）としてください。

※本市で受領できるメールの上限は14MBです。14MBを超える場合は分割し、分割したことが分かるようにして送信してください。

6 留意事項

- (1) 情報提供依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような提案がなされても将来のシステム導入を約束するものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者について、不利益に扱うこともありません。
- (3) 本資料による情報提供に際して発生する費用は、貴社の負担となります。
- (4) 提出された情報・資料については、返却はいたしません。
- (5) 提出された情報に関しては、本市の標準準拠システムへの移行を計画するための参考としてのみ利用し、それ以外の目的において使用することはありません。

- (6) 提出された情報は、本市関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- (7) 本市が提供する資料及び質問回答の内容は、本情報提供依頼に関する作業以外には使用を禁じます。
- (8) 本市が提供した資料の情報は現時点のものであり、今後変更となる場合があります。

7 お問い合わせ先

〒673-8686

兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

担当：三木

電話：078-918-1344

E-mail：shoufuku@city.akashi.lg.jp